上サロベツ自然再生協議会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この自然再生協議会は、上サロベツ自然再生協議会(以下「協議会」と称する) という。

(対象となる区域)

第2条 協議会で協議する自然再生の対象となる区域は、主として、豊富町地内の国立公園 であるサロベツ湿原(本規約では「上サロベツ」という。)とする。

第2章 目的及び協議会所掌事務

(目 的)

第3条 上サロベツの自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的 とする。

(所掌事務)

- 第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 自然再生全体構想の作成
 - (2) 自然再生事業の実施計画案の協議
 - (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
 - (4) その他必要な事項の協議

第3章 構 成

(構 成)

- 第5条 協議会は、次に掲げる会員をもって構成する。
 - (1) 自然再生事業を実施しようとする者
 - (2) 地域住民、特定非営利活動法人等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地 所有者等、その他の者が実施しようとする自然再生事業またはこれに関連する自然 再生に関する活動に参加しようとする者
 - (3) 関係地方公共団体及び関係行政機関
 - (4) その他協議事項との関わりが深く協議会が参加を承認した団体
- 2 会員の任期は2年とする。
- 3 会員は募集によるものとし、再任は妨げない。

(会員資格の喪失)

- 第6条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。
 - (1) 辞任
 - (2) 死亡または、失踪の宣言
 - (3) 団体若しくは法人の解散
 - (4)解任

(辞任及び解任)

- 第7条 辞任しようとする会員は、第12条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。
- 2 協議会の運営に著しい支障をきたす場合、協議会の合意により会員を解任することができる。

第4章 会長及び会長代理

(会長及び会長代理)

- 第8条 協議会に会長及び会長代理を各1名置き、会員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

第5章 会議および部会

(協議会の会議)

- 第9条 協議会の会議は、会長が召集する。
- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを 必要と認める場合、協議会の会議に会員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 協議会は必要に応じ、第10条に規定する部会での検討状況の報告を求めることができる。

(部 会)

- 第10条 協議会は、協議の効率的運営を図るため、第15条に規定する運営細則の定めにより、 部会を置くことが出来る。
- 2 部会構成員は、協議会において会員から選任する。
- 3 部会の座長及び座長代理は、部会構成員の互選により選出する。
- 4 座長は部会を代表し、会務を総括する。
- 5 座長代理は、座長を補佐し、必要に応じ座長の職務を代理する。
- 6 部会は座長の召集により開催される。
- 7 座長は、部会の会議の進行に際して部会構成員以外の会員の意見を聴取することを必要と認める場合、部会の会議に部会構成員以外の会員の出席を求めることができる。
- 8 座長は、部会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、部会の会議に会員以外の者の出席を要請することができる。
- 9 部会で協議する事項は運営細則に定める。
- 10 部会は、協議概要を第9条に規定する協議会の会議に報告する。

(公 開)

- 第11条 協議会の会議及び部会は、希少種の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。
- 2 協議会の会議及び部会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。
- 3 協議会の会議及び部会の資料は、ホームページ等で公開する。
- 4 協議会の会議及び部会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、会長の承認 を経て、ホームページ等で公開する。

第6章 運営事務局

(運営事務局)

- 第12条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。
- 2 運営事務局は豊富町役場に置き、特定非営利活動法人サロベツ・エコ・ネットワーク、 豊富町、環境省北海道地方環境事務所、北海道開発局稚内開発建設部、北海道宗谷支庁 稚内土木現業所で共同で運営する。

(運営事務局の所掌事務)

- 第13条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 第9条に規定する協議会の会議の議事に関する事項
 - (2) 第11条で規定する協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
 - (3) その他協議会が付託する事項

第7章 補 則

(寄付金)

- 第14条 協議会は上サロベツ自然再生推進のために、寄付金を得ることができる。
- 2 寄付金の使途については、協議会の承認を得るものとし、毎年度末に協議会へ収支報告を行う。

(運営細則)

第15条 この規約に規定することの他、協議会の運営に関して必要な事項は、第9条に規定する協議会の会議の同意を経て、会長が別に規定する。

(規約改正)

第16条 この規約は、第5条に規定する協議会の会員の発議により、協議会の会議に出席 した会員の合意を得て、改正することができる。

附則

この規約は、平成17年1月19日から施行する。

平成17年11月1日一部改正

上サロベツ自然再生協議会運営細則

第1章 部 会

(設置)

- 第1条 協議会に次の部会を設置する。
 - (1) 再生技術部会
 - (2) 再生普及部会

(検討事項)

- 第2条 部会では、次の事項を協議する。
 - (1) 再生技術部会

湿原の再生と農地との調和を図りつつ、上サロベツの自然再生事業を効果的に推進するための技術的手法に関する事項等。

(2) 再生普及部会

サロベツ湿原の適正な保全と利用の推進並びに自然再生を活用した環境教育、市 民参加、情報の発信及び提供等に関する事項等。

(部会事務局)

- 第3条 部会の会務を処理するための事務局を設ける。
- 2 事務局は、協議会運営事務局が兼ねる。

(事務局の所掌事務)

- 第4条 事務局は、次ぎに掲げる事務を行う。
 - (1) 部会の会議の運営
 - (2) 部会に会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
 - (3) その他部会が付記する事項

第2章 協議会及び部会の運営

(協議会及び部会の傍聴)

- 第5条 協議会及び部会の会議は、傍聴ができる。
- 2 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とし、傍聴の申し込みを当日 会場で受け付ける。

(協議会及び部会の記録)

第6条 運営事務局は、協議会及び部会の会議の議事要旨を公開する前に原則として、会長または座長及び発言した会員の確認を得なければならない。

第3章 補 則

(細則改正)

第7条 この細則は、規約第5条に規定する協議会の会員の発議により、協議会の会議の出席会員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

附則

この附則は、平成17年1月19日から施行する。

上サロベツ自然再生協議会 構成員

■個人(31名)

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 在 地
芦田 孝	旭 川 市
安達 昇一	札幌市
石田 哲也	札 幌 市
石渡 輝夫	札 幌 市
井上 京	札 幌 市
梅田 安治	札 幌 市
大井 かね子	豊富町
岡田 操	札 幌 市
小野寺 康浩	札 幌 市
清水 一	三 笠 市
下村 孝一	稚内市
鈴木 秀紀	札幌市
染井 順一郎	札 幌 市
高蓋 和朗	江 別 市
橘治国	札幌市
田村 源治	札幌市
辻井 達一	札幌市
剱地 文雄	豊富町
出島 長朔	砂川市
遠島 幸吉	稚内市
中津川 誠	愛 知 県
中村 和正	札幌市
中村 太士	札幌市
中山 隆治	東京都
西村 愛子	札幌市
林 靖二	稚内市
秀島 好昭	札幌市
富士田 裕子	札幌市
山田 雅仁	札幌市
山本 晋	稚内市
渡辺 大介	下 川 町
•	-

団体(14団体)

(敬称略、五十音順)

団 体 名	代 表 者 名
アグリサポート宗谷	事務局長 西森靖之
エコデミィー21	代 表 金作 州敏
株式会社 日興ジオテック	代表取締役社長 佐藤 邦璋
さっぽろ自然調査館	代 表 渡辺 修
サロベツ農事連絡会議	議 長 山本 寿昭
宗友会	会 長島克利
大成建設株式会社 札幌支店	支 店 長 小林 将志
特定非営利活動法人 サロベツ・エコ・ネットワーク	代表理事 斉藤慶四郎
特定非営利活動法人 地域自然情報ネットワーク	理 事 長 小泉 武栄
特定非営利活動法人 北海道田園生態系保全機構	理 事 長 坂本 與市
豊富町商工会青年部	部 長 佐藤 雄示
藤友会	会 長 高木 哲朗
野外科学株式会社	取 締 役 大滝 一功
利尻礼文サロベツ国立公園パークボランティアの会	理 事 佐藤 吉一

関係行政機関(9機関)

(敬称略)

機関	名		代	表	者	名
国土交通省 北海道開発局 稚	为開発建設部	部		長	川崎	博巳
国土交通省 北海道開発局 留	萌開発建設部	部		長	林	忠志
環境省 北海道地方環境事務所		所		長	青山	銀三
林野庁 北海道森林管理局		局		長	亀井	俊水
林野庁 北海道森林管理局 宗	谷森林管理署	署		長	竹中	三成
北海道 宗谷支庁		支	庁	長	日野	健一
北海道 宗谷支庁 稚内土木現	業所	所		長	神原	一雄
北海道 留萌支庁 留萌土木現	業所	所		長	宮木	康三
豊富町		町		長	工藤	栄光

その他関係機関(5団体)

(敬称略、五十音順)

北るもい漁業協同組合	代表理事組合長	今 隆
豊富町観光協会	会長	松永 晃市
豊富町商工会	会 長	木下 耕一
豊富町農業委員会	会 長	内藤 孝信
豊富町農業協同組合	代表理事組合長	石川 岳志

上サロベツ自然再生協議会 構成員:59名

平成18年2月2日現在 上サロベツ自然再生協議会 再生技術部会構成員名簿 (敬称略)

				(可以个小型百)
氏	名	所	在	地
■個人(20名)				
安達	昇一	札	幌	市
石渡	輝夫	札	幌	市
井上	京	札	幌	市
岡田	操	札	幌	市
清水	_	Ξ	笠	市
下村	孝一	稚	内	市
高蓋	和朗	江	別	市
橘	治国	札	幌	市
出島	長朔	砂	Ш	市
遠島	幸吉	稚	内	市
中津川	誠	愛	知	県
中村	和正	札	幌	市
中村	太士	札	幌	市
中山	隆治	東	京	都
西村	愛子	札	幌	市
林	靖二	稚	内	市
秀島	好昭	札	幌	市
富士田	裕子	札	幌	市
山田	雅仁	札	幌	市
山本	晋	稚	内	市

団体名及び機関名

(敬称略、五十音順)

■団体(8団体)		代	<u>`</u> 表	-3/(13	<u></u> 者	名
アグリサポート宗谷	事	 務	 局		_ 西森	 靖之
エコデミィー21	代			表	金作	州敏
サロベツ農事連絡会議	議			長	山本	寿昭
大成建設株式会社 札幌支店	支		 店	長	小林	将志
特定非営利活動法人 サロベツ・エコ・ネットワーク	代	表	理	事	斉藤	慶四郎
特定非営利活動法人 地域自然情報ネットワーク	理			長	小泉	武栄
藤友会	会			長	高木	哲朗
野外科学株式会社	取	į	締	役	大滝	一功
					(1	放称略)
		代	表		<u>``</u> 者	名
国土交通省 北海道開発局 稚内開発建設部	部	10	10	長	" 川崎	 博巳
国土交通省 北海道開発局 留萌開発建設部	部			長	 林	忠志
	所			長	 青山	銀三
北海道 宗谷支庁	支		 庁	長	<u>----</u> 日野	<u> </u>
北海道 宗谷支庁 稚内土木現業所	所		, ı	長	<u> </u>	
北海道 昭萌支庁 留萌土木現業所	所			長		 康三
豊富町	町			長	工藤	<u> </u>
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				IX	一亦	本 儿
			(敬称	略、五-	十音順)
■その他関係団体(5団体)		代	表		者	名
北るもい漁業協同組合	代	表理	事組合	县 6	今	隆
豊富町観光協会	会			長	松永	晃市
豊富町商工会	会			長	木下	耕一
豊富町農業委員会	会			長	内藤	孝信
豊富町農業協同組合	代	表理	事組合	录	石川	岳志
ロースコスコース 円 パス・コンコ						

上サロベツ自然再生協議会 再生普及部会名簿

(敬称略)

個人(4名)

	氏	名	所	在		地
岡田	操		札	幌	市	
辻井	達一		札	幌	市	
遠島	幸吉		稚	内	市	
渡辺	大介		下	Ш	町	

団体(7団体)

団 体 名	代 表 者 名
エコデミィー 2 1	代 表 金作 州敏
株式会社 日興ジオテック	代表取締役社長 佐藤 邦璋
宗友会	会 長島 克利
特定非営利活動法人 サロベツ・エコ・ネットワーク	代 表 理 事 斎藤 慶四郎
特定非営利活動法人 地域自然情報ネットワーク	理 事 長 小泉 武栄
豊富町商工会青年部	部 長 佐藤 雄示
利尻礼文サロベツ国立公園パークボランティアの会	理 事 佐藤 吉一

関係行政機関(8機関)

機関	名	ſ	き 表	;	者	名
国土交通省 北海道開発局	稚内開発建設部	部		長	川崎	博巳
国土交通省 北海道開発局	留萌開発建設部	部		長	林	忠志
環境省 北海道地方環境事	務所	所		長	青山	銀三
林野庁 北海道森林管理局	宗谷森林管理署	署		長	竹中	三成
北海道 宗谷支庁		支	庁	長	日野	健一
北海道 宗谷支庁 稚内土木	大現業所	所		長	神原	一雄
北海道 留萌支庁 留萌土木	大現業所	所		長	宮木	康三
豊富町		町		長	工藤	栄光

その他関係団体(3団体)

 国 ,	体 名		代 表	Ę ;	者	名
豊富町観光協会		会		長	松永	晃市
豊富町商工会		会		長	木下	耕一
豊富町農業協同組合		代	表理事組	合長	石川	岳志

上サロベツ自然再生協議会	再生普及部会構成員	2.2 名
エノロ、ノロが日上脚隊な		H

参考資料

用語の解説

ラムサール条約:特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約

モニタリング: その事業を実施することによって対象区域の自然がどう変化するかを監視すること。

フィードバック:効果や結果に基づいてその後の行動や判断を修正し調整すること。

エコツーリズム:自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象

となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

ルーラルツアー: (rural-田園の) 農業、農村を舞台にした交流活動。

ワークショップ:参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会。

ワーキンググループ:作業部会。特定の問題の調査や計画の推進のため設けられた部会。

インタープリテーション:直訳すると「解釈」「通訳」。自然の発するメッセージを、トー

クやゲームなど様々な方法でわかりやすく人々に伝え、喜びや

感動を分かち合う活動のこと。